除草業務仕様書

1 業務名

農林水產省所管国有財產除草業務委託

2 履行場所および作業面積

 三重県南牟婁郡御浜町上市木字尾場谷4564
 (3,354 m²)

 " 中立字葉広山2262
 (4,250 m²)

 " 2263
 (4,227 m²)

 " 2319
 (7,118 m²)

 合計
 18,949 m²

3 履行期間

令和8年1月30日(金)まで

- 4 業務内容
 - (1) 実施場所敷地内の除草等を行う。(別添位置図記載のとおり。)
 - (2) 除草方法は、資機材持込とし、草地及び樹木間の箇所を対象とする。
 - (3) 除草・草刈は、肩掛式草刈機等による草刈とし、地表面平均10cm程度以下とし、場所により適切に行うとともに、作業中は、人及び車等への飛び石に配慮し、安全に十分注意すること。
 - (4) 除草は、刈り残しのないよう作業を行うとともに、刈り取った草等については、 周辺地に影響を及ぼすことのないよう、現地にて適切な処置をするものとする。
 - (5) 作業にあたっては、現場責任者を定め、あらかじめ県の発注担当者と打合せのうえ、作業を実施すること。
 - (6) 作業にあたって、第三者への損害等を与えた場合は、速やかに発注担当者に報告するとともに、その処理解決にあたるものとする。
 - (7) 業務の履行確認として、「写真管理」を行うものとする。 「写真管理」については、以下のとおりとする。
 - ア業務写真はカラーとする。
 - イ 撮影場所は、業務全体が把握できるように数箇所とする。
 - ウ 撮影時は、作業前、作業中(実施状況)、作業完了後とし、同アングルで撮影 すること。
 - (8) 本業務が完了したときは、遅延なく業務完了報告書を提出し、発注担当者の検査を受けなければならない。
- 5 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
 - (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等 (以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものと します。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 委託者に報告すること。
- エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

6 その他

本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注担当者と協議し、誠実に履行するものとする。